



小谷野公認会計士事務所
 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
 代々木1丁目ビル 14階
 TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 個人経営と法人経営

最近、個人事業主の方から「法人成り」の相談を受ける機会が多くなりました。今回は個人経営と法人経営の比較をまとめてみました。

1. 個人経営と法人経営の比較 (主なもの)

| 項目 | 個人経営 | 法人 (会社) |
|----|--------------------------|--|
| 開業 | 開業・設立 手続き | 登記が必要 設立費用がかかる |
| | 事業年度 暦年。 1/1~12/31 | 決算期は任意。 |
| 経営 | 信用力 | 個人より大きい。 |
| | 資金調達 | 融資、出資で資金 調達が可能。 |
| | 責任リスク | 無限責任。 有限責任(融資保 証については、役 員責任あり) |
| | 機関設計 | 不要。 自由に経営可能 |
| | 経理・記帳 | 簡易な処理が可 能 |
| | 経費・事務負担 | 簡易な処理で負 担は少ない |
| 税務 | 税率 | 維持費用、事務処 理等の負担あり。 |
| | 税率 | ・ 所得税 5%~40% <u>超過累進税率</u> ・ 住民税 一律 10% ・ 事業税 3%~5% |
| | 消費税 | ・ 法人税 ①中小法人 所得 800 万まで 15% (復興特別法 人税を含めると 16.5%) ②中小法人以外、 中小法人所得 800 万円超 25.5% (復興特別 法人税を含めると 28.05%) その他にも、法人 住民税、事業税、 均等割の負担があ ります。 |
| | 給与所得控除 | 資本金 1000 万円 未満であれば、原 則 2 年間は免税 事業者 (※た だし、一定の要件に 該当する場合、課 税事業者。) |
| | 赤字の場合 | なし |
| | | あり。 |
| | | 均等割が年間 7 万円 |

| | | | |
|------|--------|-------------------------------|------------------------------|
| | 欠損金の繰越 | 3年の繰越可 | 9年の繰越可 (H 24.4.1以降~) |
| | 交際費 | 事業用のもの は、全額経費 | 原則 600 万円ま で 90%費用化。 |
| | 所得計算 | 事業、不動産、 譲渡、配当等、 所得区分ごと。 | すべてまとめて 計算。 |
| 事業承継 | 事業承継 | 相続時に事業承 継 | 生前で事業承継 が可能。 |
| その他 | 退職金 | 本人、専従者は 必要経費扱いが できない。 | 損金算入可。退職 金に対する優遇 税制あり。 |

2. 個人事業の実効税率

確定申告書で自分の所得税の実効税率を簡単に調べることが出来ます。

確定申告の第1表は**右上 26番**に課税所得が記載され、**その下の 27番**に年間所得税額が記載されます。「年間所得税額÷課税所得=所得税の実効税率」で計算できますので、上記の事例の場合
 $= 655,500 \div 5,415,000 = 12.09\%$ となります。

また、住民税の税率は一律 10%ですので、事業税率が 5%の場合、個人事業の実効税率は約 27.09%になります。

3. 法人化の検討時期

中小法人の実効税率は、所得が 800 万円以下であれば、約 23~25%になります。そのため、個人の実効税率 (事業税を含む) が 25%を超えておられる方は、そろそろ法人化の検討を開始されてみてはいかがでしょうか。

4. おわりに

「法人成り」にはメリットとデメリットがありますので、負担税率や税額だけでなく、さまざまな観点から比較検討をすることが必要です。法人化を検討される際には、お気軽に当事務所までご連絡ください。
 (担当: 大鳥)